

平成28年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成28年9月8日（木）午後8時00分

場所：とちプラザ 大集会室

□会議次第

1. 開 会

2. 部会長選出

3. 副部会長選出

4. 会 議

- (1) 平成27年度第2回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 障害者差別解消法の施行に伴う帯広市の対応について
- (3) 帯広市手話言語条例の施行について
- (4) その他

5. 閉 会

□配布資料

資料1 平成27年度第2回議事録

資料2 障害者差別解消法の施行に伴う帯広市の対応について

資料3 帯広市手話言語条例の施行について

□出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中8名出席）

細川吉博委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）・田中利和委員・鈴木捷三委員・松下菜穂子委員・山本由美子専門委員・白木喜子専門委員・坂村堅二専門委員

□事務局

稲葉利行障害福祉課長・久保田武知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司・山中雅生障害福祉課長補佐

【開会】

事務局

障害者支援部会を開催させていただきます。皆さん、資料の方はご自宅に届きましたでしょうか。次第に沿いまして進めて参りますけれども、今回は初の部会となりますので、お一人ずつ自己紹介をお願いいたしたいと思います。委員の自己紹介でございます。細川委員から順へとお願いたします。

委員・専門委員

※細川委員、畑中委員、田中委員、鈴木委員、松下委員、山本専門委員、白木専門委員、坂村専門委員の順に自己紹介

事務局

はい、ありがとうございました。この他、眞田専門員と丸山専門員につきましては、先ほど親会同様欠席のご連絡を頂いておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、担当する障害福祉課の職員を紹介させていただきます。

※稲葉課長、久保田福祉司、山中補佐の順に自己紹介

事務局

この他、こちらの部会では子育て支援課の職員が関係して参りますが、今日は児童育成部会へ出席しておりますので失礼させていただきます。

それではただ今から平成28年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会に入りたいと思います。本日は障害者支援部会委員10名中8名の出席を頂いております。本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。部会長が選出されるまでの間、恐縮ですが私が進行役を務めさせていただきます。それでは失礼ですが、ここからは座って進めさせていただきます。

次に次第2です。部会長の選出を議題といたします。部会長の選出につきましては、審議会条例施行規則第3条4の規定により5名の審議会委員の中から選出することとなっております。また、副部会長につきましては部会長が指名することとなっております。それでは早速ですが、部会長の選出方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。

委員

はい、指名推薦がよろしいかと思っております。

事務局

ただいま、指名推薦の提案がございました。部会長の選出は指名推薦によるものとさせて頂いてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは指名推薦をお願いいたします。

委員

引き続きでたいへん恐縮でございますが、細川吉博委員を推薦いたします。

事務局

ありがとうございます。ただいま、部会長に細川委員の推薦を頂きました。他にご推薦はございますか。それでは細川委員の部会長推薦がありましたので、細川委員を部会長に選出することにご異議ございませんか。ありがとうございます。それでは、部会長は細川委員に決定いたしました。早速ですが部会長に正面のお席にお着き頂きまして、一言ご挨拶を頂き今後の議事の進行をお願いいたします。

部会長

ただいま部会長に推薦して頂きました細川でございます。たぶん委員の方、また専門委員の方、本当にずっとご専門の方の中で部会長ということで責任重いです。もしかして一番よく分かっていないのかもしれませんが。是非、皆様方のご意見をこの部会の中の意見として、障害のある方々のなるべく社会的な意味での平等、また不平等の無いような形での委員活動をしていければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは次第3、副部会長の選出を行います。副部会長は部会長の指名ということなので、私から指名させて頂きたいと思えます。副部会長には、手をつなぐ育成会の畑中委員を指名したいと思えますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、畑中委員どうぞよろしくをお願いいたします。

副部会長

ただいま、ご指名頂きました畑中でございます。障害のある人も無い人も共に支えあう共生社会の実現に向けて、部会で少しでもみんなで助け合いながら、その社会を目指して行ければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

部会長

それでは、会議に入らせて頂きたいと思えます。会議（1）平成27年度第2回障害者支援部会の会議録確認ということでございますが、会議録をご確認頂きたいと思えます。この会議録はこの場でご確認頂いたあと、公開される予定となっております。会議録に関しまして、訂正箇所、またご質問、ご意見などございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

次に（2）障害者差別解消法の施行に伴う帯広市の対応につきまして、事務局から説明がございました。

事務局

それでは、私から障害者差別解消法の施行に伴う帯広市の対応につきまして、お手元の資料2に基づきまして説明させていただきます。初めての方もいらっしゃると思いますので、先に差別解消法について説明をさせていただきますと思います。資料29ページをご覧ください。A3の三つ折りになっておりますでしょうか。今年の「広報おびひろ」4月号に特集記事を組んだものでございます。4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。世界の動きといたしまして、平成18年に国連で障害者権利条約が採択されてございます。これを受けまして、日本の動きですが、この条約に批准するために障害者基本法などの関係法令が整備されまして、平成26年2月に日本で条約の効力が発生しております。差別解消法は全ての人が障害の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らせる社会をつくるために、平成25年6月に制定されております。障害を理由とする差別を解消するために、行政機関や民間事業者の禁止事項、義務などが定められております。これまで障害とは目が見えない、歩けないなど、個人の機能障害から生じると考えてきておりますが、近年ではそれだけではなく、個人の機能障害のことを考えずにつくられた社会の仕組み、建物ですとか、制度ですとか、偏見など、こういったものによって障害が生じると考えられるようになってきております。障害があるというだけで正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けることは差別に当たります。またその人にとって、暮らしにくくされている社会的障壁を取り除くための配慮が求められ、当事者などから何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、その社会的障壁を取り除くために必要な、合理的配慮と申しますけれども、これを行うことを求められております。合理的配慮を行わないことも差別に当たります。その右側の表にポイントということで表がありますけれども、不当な差別につきましては、国などの行政機関それから民間事業者におきましては、これは禁止されております。これに対して、合理的配慮の提供につきましては、行政機関ではこれを行わなければならないという法的義務が課されております。しかし民間事業者におきましては、合理的配慮を行うよう努めなければならないと、努力義務ということになってございます。右下の枠の中に、差別や配慮の例を示してございます。車椅子を使用していることを理由に入店を断られた。発達障害のある子どもが同伴していることを伝えたところ入店を拒否された。こうしたことは差別的取扱いに当たります。これに対して合理的配慮といたしましては、段差にスロープを渡したり、車椅子が通れるスペースを確保する、こういったことが合理的配慮にあたります。また発達障害につきましては、利用しやすいよう個室などを案内できる選択肢を提供するといったことが考えられます。ただしこの配慮は、過度の負担となる場合は、その理由を説明してサービスが提供できないなど、理由を説明しまして当事者に対しまして納得してもらえるよう努めなければならないということになっております。裏面に障害種別ごとにその特性や社会的障壁などについて例示もございますので、ちょっと時間の都合上説明は省きますけれども、のちほどご覧頂ければと思います。一番最初のページに戻ります。基礎的な情報といたしまして、帯広市における障害者の数について説明いたします。ご覧の数字は各年度末の手帳の発行数ということになっております。27年度に関しましては身体障害者 7,566 人、知的障害者 1,758 人、精神障害者 1,403 人ということになっております。全体的に増加傾向にあることが分

かるかと思えます。なお精神障害者のカッコ書きにつきましては、自立支援医療という受給者証の所持者数でございます。手帳と重複して持っておられる方もいらっしゃいます。この他難病などにより、継続的に日常生活などに相当な制限を受ける状態にある人も、障害者に入ります。続きまして、2ページに参ります。一番下の通し番号のページをご覧くださいと思えます。2ページの上段に移ります。次に帯広市の具体的な取り組みの1つといたしまして、職員対応要項を今年4月に施行してございます。これは先ほど説明いたしました差別の解消と、合理的配慮の提供について職員が適切に対応できるように定めたものでございます。作成の過程で、アンケート調査を実施しておりまして、差別事例、好事例、これを事例集として纏めてございます。次に下段に参ります。対応要領の主な内容といたしましては、職員の範囲などご覧の項目について定めてございます。具体的に説明いたしますので、資料5ページに要領を用意しています。さらに8ページにお進みください。補足といたしまして枠で囲ってありますけれども、対象となる帯広市の職員の範囲を下の表のように定めてございます。黒い楕円で帯広市職員対応要領と表示しておりますが、これを囲むように二重の波線で囲ってある部分が職員対応要領の適用を受ける職員の範囲になります。帯広市事務分掌条例第1条に規定する部及び室とありますけれども、よく言います市長部局というところがこれにあたります。その他、学校教育部、生涯学習部、議会事務局など、ご覧の行政機関の職務を対象としております。なお、差別解消法の上では地方公営企業を適用しております上下水道部につきましては、民間事業者扱いとなります。ですが、市民の皆様から見れば同じ市の職員になりますので、同じ対応を取ることとしてございます。9ページに参ります。第3条で不当な差別的取扱いの禁止について定めております。第4条では合理的配慮の提供について定めております。第5条では監督者の責任として定めておりますが、監督者とは課長相当職以上の地位にある者と規定してございます。次に10ページに参ります。第6条で相談体制の整備について定めております。第1項におきまして、相談窓口を障害福祉課に設置するとしてございます。また、第3項では相談窓口寄せられた相談等は、障害福祉課において集約しまして、市役所の内部になりますけれども、情報共有を図り以降の相談等において活用することとしております。次に第7条で研修、啓発について定めております。新規採用職員、それから新たに監督者となった職員に対しては、毎年4月頃に研修を実施してございます。また、この要領が施行する以前に、すでに監督者の地位にある者につきましては、今年の2月に研修会を実施してございます。それから、12ページ以降になりますけれども、こちらは具体例を示しながら留意事項を記載してございます。なにが差別でなにが合理的配慮かということは、個別具体的に明文で規定することは不可能なものでございますから、例示をしながら職員に適切な対応をお願いしてございます。次に17ページをご覧ください。対応要領の作成過程で纏めました事例集を用意してございます。この中の20ページをご覧ください。これは第1の1になりますけれども、昨年7月から8月にかけてアンケート調査を実施したものでございます。2番にいきます。アンケート調査の結果につきましては、差別の事例について32件、好事例について33件、提案について58件寄せられてございます。このうち差別事例と好事例につきまして、22ページ以降に纏めてございます。説明は省きますけれども、そちらの方はのちほどご覧いただければと思えます。次に、3ページの上段にお戻りください。ここまでアンケート調査の説明をいたしました。今度は3ページの上段、帯広市の主な取り組みといたしまして、黒い四角の4つ目まで説明してございます。職員

対応要領の作成、事例集の作成、それに北海道の職員対応要領や、内閣府へのリンクを設定したホームページを、下段になりますけども用意してございます。差別解消に関する情報を市のホームページで発信してございます。次に、差別解消部会の設置について説明させていただきますので、31ページへお進みください。タイトルに障害者差別解消支援地域協議会とございますが、左上1番に、なぜ必要なのですかというところのこの枠の下に、更に線で囲っている部分がございます。障害者差別解消法では、地域における障害者差別に関する相談等について、情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ、円滑に行うネットワークとして組織できるとされております。先ほど、市の職員対応要領について説明させていただきましたが、この協議会につきましては帯広市という行政区域全体について、この地域における取り組みのお話ということにお話が移ってございます。枠の中の2番です。左側の中段2番になります。地域協議会は何をするのですかというところですけども、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関等が対応した相談事例の共有、差別に関する相談体制の整備、それから構成機関等における斡旋、調整等の様々な取り組みによる紛争解決の後押し、こうしたことの取り組みを行うために組織するものでございます。右上に参りまして3番です。どうやって立ち上げるのですかというところですけども。(1)組織形態につきましては米印の1つ目です。既存の会議体に地域協議会の機能を付加する方法がありますということ。それから(2)会議の運営ですけども、まずはお互いの顔の見える環境を築くことが大切とあります。帯広市では、こうしたことを勘案いたしまして次の32ページにいきますが、図にさせて頂いております。左下の枠に帯広市地域自立支援協議会とあります。こちらのほうは障害者総合支援法という法律がありますけども、これに基づいて平成19年に組織したものでございます。サービス提供事業者ですとか、障害当事者関係団体の皆様にお集り頂きまして、地域生活支援会議というものを3つ設けてございます。それから専門部会としてこれまで5つの部会を設置しておりましたが、ここに新たに差別解消部会を設置してございます。この会議は8月24日に1回目の会合を持ったところでございます。なお、運営につきましては十勝障がい者総合相談支援センターさんと連携して進めて行きたいと考えております。この自立支援協議会の運営、それから相談支援事業所としてのノウハウ、こちらを生かしながら連携していきたいと考えております。33ページになります。下段です。協議会を設置いたしますとこれを公表しなければならないと差別解消法では規定されています。それに基づきまして公表する内容ですけども、まず協議会の名称といたしまして、帯広市地域自立支援協議会差別解消部会としたところでございます。それから構成員名簿につきましては、所属機関・団体名、それから氏名とありますけれども、ここは修正がありまして、氏名のところにつきましてはちょっと控えようというところで若干修正が生じてございます。この構成メンバーですけども、この資料の一番最後の37ページにございます。上に行政機関といたしまして、国の機関、職業安定所さん、それから労働基準監督署さんがあります。広域の地方行政としまして、帯広保健所さん、警察、消防局となっております。当事者団体といたしまして4つご参加頂きまして上から順に身体、知的、精神、難病の各団体にご参加頂いております。それから福祉関係につきましてはご覧の通りになってございます。それから医療・保健という区分からは、帯広市医師会様、それから十勝歯科医師会様にご参加頂いております。それから事業者につきましては、商工会議所さんですとかJRなど商業関係、それから公共交通機関といったところにお集まり頂

いております。弁護士会帯広支部につきましてもご参加頂いております。一番最後、帯広市の行政につきましては市民活動部ですとか保健福祉部など7つの部から8つの課が参加してございます。それから33ページに戻りまして、相談窓口になりますけども、市の障害福祉課とそれから十勝障がい者総合相談支援センターの2か所に相談窓口を設置してございます。公表の方法ですけども、市のホームページに詳しいことを公開していきたいと思っております。今、来週中には公開できますように準備を進めているところです。それから「広報おびひろ」につきましては、相談窓口を中心に11月号に掲載する予定でございます。34ページをご覧ください。相談事例のフロー図というものがございますが、相談の流れを示しております。Aというところが障害の当事者に当たりますけども、こちらのほうからBというところの行政機関や民間事業者に対してさまざまな相談が寄せられることになると思います。それぞれの機関で対応できることと、それから複数の機関による連携が必要な場合、それから地域に適切な相談窓口がないといった場合が想定されております。この場合はCになりますが、先程の2箇所の相談窓口でお受けしたいと考えております。複数の機関で対応する事案がもし発生いたしましたら、Dに実務者会議というのがありますが、先程のこの代表者会議に参加頂く機関の中から相談に乗って頂きたい機関だけにお集まり頂いて、課題解決、それから紛争防止の後押しといったことをしていきたいと思っております。それからEにつきましては、差別解消部会の代表者会議になっていますけども、年に1回程度集まってこうした相談事例の共有などを図り、情報交換も図っていきたくて考えております。以上、雑駁になりましたけれどもご説明につきましては以上でございます。

部会長

ありがとうございます。ただいまの障害者差別解消法の施行に伴う帯広市の対応につきましてご説明頂きましたけれども、何か皆さんからご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては以上で終わらせて頂きたいと思えます。

次の(3)帯広市手話言語条例の施行につきまして、事務局から説明がございます。

事務局

それではお手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。1ページ目の下段になりますが、先ほど差別解消法でも説明させて頂きましたが、平成18年に採択された障害者権利条約、この批准を目指しまして政府におきまして国内法の整備が進んだところでございます。その1つの中に、平成23年の障害者基本法の改正というものがございます。この改正した法律の中では、手話は言語に含まれるということが明記されてございます。手話は手真似や単なるジェスチャーということではなく、日本語ですとか英語、こういった言語と同じように初めて言語として認められたということでございます。次に2ページの下段にいきます。手話が言語として認められたとはいえ、まだまだ知られている状況にはございません。そこで平成27年、昨年2月になりますが、当事者団体から要望書を受理してございます。帯広ろう者協会さん、それから手話サークル団体から連名で要望書を頂いてございます。これを受けまして、昨年7月に条例制定にかかる検討会を開催いたしまして、4回にわたり検討を頂いてございます。4回目で条例の素案を作りま

して、これをパブリックコメントにかけまして、その手続きを踏みまして今年3月、市議会定例会におきまして可決・成立したところでございます。こちらを4月から施行しているところであります。4ページに進みます。条例を制定したことに伴う取り組みでございますが、新しい取り組みといたしまして手話に関するふれあい市政講座、よく出前講座と呼んでおりますけれども、これを新設してございます。それから条例制定記念講演会の開催とありますが、7月30日にとちプラザで開催しております。約260名の参加を頂いたところであります。それから市職員の研修とございますが、これは3年をかけまして全職員が1回は必ず参加するように計画してございます。既に何回か実施しているところでございます。それからこうした取り組みを広報紙ですとかホームページに載せて周知・啓発を図っております。それから継続事業といたしまして、手話奉仕員養成講座の開催ですとか、登録手話通訳者の派遣事業、こういったことを続けてまいります。なお奉仕員養成講座につきましては、今年昼の部と夜の部と2コースあるのですが、それぞれ30名ずつ定員で募集したところなのですが、倍近い応募があつて非常に関心の高さを感じているところでございます。それから5ページに進みまして、今年度版のふれあい市政講座について該当部門を抜粋したものでございます。申し込みにつきましては、概ね30日前までに広報広聴課の窓口にお申し込み頂きたいと思ひます。手話を学ぼうという講座を立ち上げまして、ろう者や手話の歴史などについて知識や簡単な手話を学ぶ内容となっております。今年度分、この講座のために8回分の予算を確保したところでございます。すでに2回実施済みでございまして、この後も約3回程度打診があつたり、すでに日程が決まったものがございまして。本日お集まりの皆様におきましても、もし各団体で興味がございましたらご相談頂ければと思ひます。広報広聴課といわず障害福祉課でもご相談に乗りたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。次に6ページ以降は、市のホームページで講演会の内容を掲載してありましたり、8ページでは今年の広報5月号に載っておりますけれども、ワンポイント手話講座というものを毎月1回ずつ、簡単な手話を紹介してございます。来年の4月まで継続していく予定であります。それから9ページには6月号、これは特集を組みまして裏の10ページにかけてこの条例を制定したことに關する周知を行つています。11ページ以降は参考までに、イラストを使って手話を紹介してあります。12ページ以降は指文字を紹介させて頂いてあります。説明につきましては以上になります。

部会長

ただいまご説明頂きましたことに、何か皆様方ご質問等ございましてでしょうか。よろしいでしょうか。すみません、出前講座なんですけれど、どのくらいの参加者がいるんですか。

事務局

10名以上のグループが対象となりますが、この間一か所、実際にあつたところは大体30名くらいいらしています。

部会長

町内会とか職場とかそういった集まりでしょうか。

事務局

既に実施したところは、とかちプラザの指定管理者で、ここに勤める従業員を対象にしたのと、自立支援協議会で地域生活支援会議というものがあるのですが、そこから要望がありまして出前講座を実施しております。

部会長

他に皆様から何かございますでしょうか。

委員

学校教育に入ってくるか分からないのですが、手話の講座を学校教育の中でやる教育機関はないのでしょうか。

事務局

実は、この出前講座を総合学習の時間を活用してぜひ取り入れて頂くよう教育委員会にお願いをしているのですが、中々難しいところがありまして。既に3つか4つの小中学校で、過去からずっと手話を取り入れてくれているのですが、それ以外の学校は、過去からずっと環境ですとか、様々な課題に取り組んでいるところで、継続的に取り組まれております。そこに割って入って手話の出前講座を取り入れて頂くということが中々難しい状況にあります。

部会長

他によろしいでしょうか。それでは本件につきましては以上で終わらせて頂きたいと思えます。会議（4）その他ですけれども、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

次回の障害者支援部会なんですけれども、先ほどお願いで11月に開催する予定である旨、説明させて頂いております。親会に引き継ぎまして、障害者支援部会も併せて開催する予定でございますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

部会長

皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。他になければ以上をもちまして本日の障害者支援部会を閉会したいと思います。長時間に渡り、お疲れ様でした。